

第3次一般廃棄物処理基本計画の見直し素案の概要

1 第1章 「計画の基本的事項」(P 1～P 3)

平成28年(2016年)10月の本計画策定後、次のような新たな状況とともに、平成30年(2018年)6月に国から「SDGs 未来都市」として選定され、持続可能なまちづくりを一層強化することも踏まえ、環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るよう、見直しを行います。

- (1) 将来のごみ処理体制についての方針の策定(平成31年(2019年)3月)
- (2) 鎌倉市、逗子市、葉山町ごみ処理広域化実施計画の策定(令和2年(2020年)8月)
- (3) 食品ロス削減推進法の制定(令和元年(2019年)10月施行)
- (4) かまくらプラごみゼロ宣言の公表(平成30年(2018年)10月)

2 第2章 「ごみ処理基本計画」(P 4～P 69)

(1) 第1節 「ごみ処理の現況」(P 4～P 10)

ごみ処理の実績について、表やグラフ等記載内容の時点修正を行います。

(2) 第2節 「これまでのごみ処理の進捗状況」(P 11～P 12)

ごみ総排出量等の進捗状況について、記載内容の時点修正を行います。

(3) 第3節 「ごみ処理に関する課題」(P 13～P 24)

新たな課題として、生ごみ及び紙おむつの資源化等新たな減量・資源化策の推進、広域連携の推進、食品ロスや使い捨てプラスチックの削減、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などについて追記します。

(4) 第4節 「基本理念と基本方針」(P 25～P 27)

基本理念の「ゼロ・ウェイストかまくら」は引き継ぐこととします。

基本方針1に食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえた取組を位置付けます。また、基本方針6を「将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築」に改めます。

(5) 第5節 「基本方針に基づく施策の展開」(P 28～P 48)

基本方針1に、生ごみの資源化など新たな減量・資源化策の推進、食品ロスの削減や新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応などを新たに位置付けます。

基本方針6に、安定的なごみ処理体制を構築するため、広域連携による新たなごみ処理体制の構築、バックアップ体制の構築、災害時の協力支援体制について、新たに位置付けます。

【裏面あり】

(6) 第6節「ごみの発生量及び処理量の将来推計」(P49～P55)

令和7年度(2025年度)末までに、様々な減量・資源化策を実施して13,514トン減量し、焼却量を15,522トンと推計します。

(7) 第7節「ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標」(P56～P57)

平成30年度(2018年度)の実績値及び令和7年度(2025年度)の目標値を定めます。

(8) 第8節「これからのごみ処理体制」(P58～P62)

新たな分別区分として生ごみや紙おむつの資源化を位置付けます。

(9) 第9節「ごみ処理施設の整備」(P63～P65)

令和6年度(2024年度)末まで名越クリーンセンターで焼却処理を行い、令和7年度(2025年度)以降、ごみ処理広域化実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。

また、逗子市焼却施設停止後の将来の広域のあり方としては、今後の焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域ブロックの見直し等について、神奈川県と協議を進めます。

(10) 第10節「連携体制」(P66～P69)

ごみ処理広域化は、今後、逗子市及び葉山町とごみ処理広域化実施計画の基本理念及び基本方針の実現に向け、協議・検討を進めます。

3 第3章「生活排水処理基本計画」

今回は、見直しを行いません。